

書評

中村隆文著

『不合理性の哲学——利己的なわれわれはなぜ協調できるのか』

(みすず書房、2015年)⁽¹⁾

鈴木 真

本書の公言された目的は、ヒュームの哲学の精神を下敷きにしなが、概して利己的な我々がなぜ協調して社会生活を営んでいるのかを解明しつつ、人間の持つ合理性と「不合理性」の意義と限界を共に見定めることである（「はじめに」）。実際にやっているのは、普段人々が当たり前だと思っている（と著者がみなす）事柄が、実は偶然のあるいは「擬制」（みなし？）によって成り立っているに過ぎないものだというのを、「ヒュームの思考法」（p.7）の活用により指摘することである。協調の合理性、復讐の不合理性、インセンティブや社会改良思想の合目的性、市場の効率性、計画や設計という意思決定の合理性、信頼や共感の適切さ、我々は合理的であるから自由であり責任を持つという思想、他者に危害を与えない限りは自由にしてよいという発想、そして合理的であることの適切さや我々が合理的主体であることの自明性が、次々と社会的文脈に依存したり社会的に構成されたりしたものであると論じられていく。著者は哲学者であるが、ゲーム理論や実験経済学などの知見なども参照しながら、これだけ色々な物事について論じているのは凄いと思うし、哲学の論点の多様性やそれに対する諸科学の知見の関連に興味のある人には面白い本かもしれない。また、上記のような基本的に否定的な主張だけでなく、建設的な見解も所々で述べられており、そのいくつかは独創的にみえるものである。たとえば、筆者が第5章で唱導している「幅のある規範的合理性」⁽²⁾の理論や（p.134）、人々の持つ、費用なしで財を得ることをその単純な経済的利益以上に好む傾向や、リスク回避的な傾向が、協調を促す可能性の示唆（第6章）などは、目を引く。

しかし色々な論点を250頁で扱っているために、議論が粗くなっているようにみえる。著者の建設的な提案やその賛成論の着眼点は面白いとし

ても、その具体的な中身は十分に展開されていない。また、行為や心的態度の合理性と能力としての合理性、合理性の基準に適用という意味における合理的（行為者）と合理性の評価を受けるという意味での合理的（行為者）、自由意志と市民的自由、などといった大事な概念的区別がなおりのまま議論が進む。さらに、批判対象の立場や議論がカリカチュアになったり、ありうる反論が十分に扱われていないようにみえたりしてしまうところがある。一例を挙げると、著者はハイエクに倣って社会改良主義を設計主義の一種として批判しているが（第4章第1節）、J.S.ミルやデューイらにみられるような社会改良主義は、むしろ、社会変革を一種の（社会）実験として結果からフィードバックを得つつ継続的に行う立場とみなすことができる。技術や製品が、副作用はないという完全な保証はなくても世に出されて試されるのと同様に、諸制度の変革も慎重に試すという仕方になされるのなら、それを無下に否定するのはおかしいようにみえる。別の例でいうと、著者は自由意志と責任の議論における「合理主義」を批判するが、その際具体的に検討されているのは、悪事をする者は不合理なので責任は問えない、という帰結を持つような説だけである（第7章第1節・第2節）。しかし著者も認識しているように（p.183注108）、ここでいう合理主義——自由意志と責任には、正しいことを認識する能力を含む（合）合理性が必要だ、とみなす立場——には、この帰結を回避する説もあり、実際そちらが現在は主流である（e.g. Fisher & Ravizza 1998, esp. Ch. 2, Sec. 10）。そもそも、（実践的）合理性とは何か、自由や責任とは何か、協調がなぜ成り立つのか、といった論点については様々な専門的研究がなされているのだが、本書ではそうした文献群を丁寧に検討したうえで自分の見解を位置づけ擁護するということがされておらず、自説が独断的に述べられているように響く。

筆者の言いたいことは時折わかりにくい。たとえば、本書の最初の方では、「うまくいったものはすべて合理的といえるのだ」という考えを結果論であって学問的な分析とは呼べないと批判し、うまくいっている状態の原因を特定してそれが合

理性と呼ぶに値するものかどうかを検討する必要があると指摘される (p.49)。しかしあとでは、「それはうまくいけば、「幅」のある規範的合理性に従っていた、ということになるのだが」と言われたりする (p.164, p.165n.99も参照)。協調問題や自由・責任問題において見いだされる合理性は「擬制」だと最終的には言われるので (p.247)、「幅」のある規範的合理性そのものが在るとみなされるだけで実在しないもので、原因に関与できないものだと考える——結局、「幅」のある規範的合理性を発揮することはうまくいくことの原因ではないとみなす——ことが適切な解釈なのかもしれない。しかしそうだとすると、「幅」のある規範的合理性というのは、行為の説明に与ることができず、行為の動機づけのヒューム主義的説明に貢献するという筆者が導入した目的 (p.132f) に適わないことになりそうである。「幅」のある規範的合理性のモデルにおいていかに動機づけが説明されるのかということの具体的な解説はないので、実は著者はこのモデルを後付けの解釈・評価に使う気しかないのかもしれないが)。著者が議論に必要な程度に明晰で丁寧な記述をしてくれていればと思うことが多かった。

なお、筆者はヒュームの立場を所々で論証や弁護なしに採用しているように見える。たとえば、協調が成立するのはコンベンションが成立するときだという主張と、コンベンションとは共通の利益があるという感覚だという主張を筆者はヒュームから受け継ぐが (たとえば、第1章・第2章)、その論拠やありうる批判に対する反論は示してくれない。また、ヒュームは、パレート最適解となる均衡点がある事例で均衡選択のためのコーディネーションだけが問題になる場合と、囚人のジレンマ状況のようにそうした均衡点がなく協力するより裏切った方が各個人にとっては利益になる場合を一緒くたにして扱っている、という批判があるが (cf. Heath 2008, Ch. 2, esp. Sec. 2.4)、筆者はこれに応答していない。前者のような事例 (著者が扱っている事例では、「鹿狩り」 (pp.45-48)) については共通の利益について適切に語ることができ、解決——コーディネーションがなされること——には何らかの原因でコンベンションが成立

するだけで十分かもしれないが、後者ではそうではないと考える理由がある。囚人のジレンマ状況においては、均衡点は双方が協調しないという選択をする場合であり、常に相手がしてほしいようにしないようにすることの方が自分の利益になるから、ある重要な意味で、共通の利益は実際にはないのだ。18世紀の哲学者の思想を現代に活用しようとするのを時代錯誤と呼ばれないためには、取捨選択や洗練をしなければならないのではないだろうか。

注

- (1) この書評に記載された頁や章は特に言及がなければ本書のものである。
- (2) 幅のある規範的合理性とは、第一義的には、目的達成のために整合的な計画を立てたり遂行したりすることと、その計画の許可や禁止に従うことを求める規範であり、第二義的には、その規範に従う能力のことだと思われる。

文献

- Fisher, John Martin and Ravizza, Mark (1998). *Responsibility and Control: A Theory of Moral Responsibility*, New York: Cambridge University Press.
- Heath, Joseph. (2008). *Following the Rules: Practical Reasoning and Deontic Constraint*. Oxford University Press. (瀧澤弘和 訳 (2013) 『ルールに従う——社会科学の規範理論序説』 NTT 出版)